

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 法人県民税関係

- (1) 知事は、収益事業を行う特定非営利活動法人であつて社会福祉法に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち規則で定めるもの（以下「社会福祉事業等」という。）を行うものに対して課する県民税の均等割を減免することができるとした。ただし、その収益事業から生じた収益を特定非営利活動に係る事業（特定非営利活動促進法の規定によりその特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動に係る事業をいう。）のために使用しないときは、この限りでないこととした。

- (2) (1)によつて県民税の均等割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならないこととした。

ア 社会福祉事業等の種類及び内容

イ 減免を受けようとする事業年度及び税額

ウ 収益事業の種類及び概要

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行することとした。

- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

1 基金の設置目的の追加

基金の設置目的に、広域化等支援方針（国民健康保険法に規定する広域化等支援方針をいう。以下同じ。）の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な費用に充てることを追加することとした。

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 処分の特例

基金は、当分の間、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限らず、奈良県後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てる場合に、予算の定めるところにより処分することができることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

1 新たに店舗型性風俗特殊営業として規制されることとなる営業の禁止地域

店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、その店舗内においてその者が異性の姿態又はその画像を見てした面会の申込みをその異性に取り次ぐこと等により異性を紹介する営業は、奈良市の一部の区域を除く県の全域においては、これを営んではならないこととした。

2 施行期日

平成二十三年一月一日から施行することとした。